

工事請負契約書

注文者 (以下「甲」といいます)と 請負者 (以下「乙」といいます)とは、 邸請負工事について、添付のリノベーション工事請負約款並びに見積書及び設計図・仕様書により、次の通り、リノベーション工事請負契約(以下「本契約」といいます)を締結します。

1 工事内容

工事場所	
物件の表示	

2 請負代金額

	内 容	金 額
①	工 事 価 格 (消費税別)	
②	取引に掛かる消費税額	
③	請 負 代 金 額 (①+②)	

※「取引に掛かる消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法の規定により算出したもので、工事価格に10%を乗じて得た額です。

※追加変更工事により請負代金額が増額・減額される場合があります。

3 支払

	項 目	支払い時期	支払い期日	金 額
1	プラン契約金	プラン契約時	令和 年 月 日支払済	
2	契約金	工事請負契約時	令和 年 月 日	
3	着工金	着工時	令和 年 月 日	
④	完了金	完成引渡し時	令和 年 月 日	

※このご契約に基づきお支払いいただきます代金につきましては、請求書記載の振込口座までお振込みください。なお、お振込みに対する領収書は発行しておりませんので、金融機関発行の振込票控えを大切に保管してください。

4 工期

着 工	甲乙協議により決する。
完 成	工事着工日から 日以内

※天候・その他やむを得ない事由により延期することがあることを甲は了解します。

施工しない日	
施工しない時間帯	

5 引渡し

(1) 引渡時期 完成から10日以内

(2) 引渡手続 請負代金の完済と同時に乙の定めた書面をもって行うものとします。
甲は、乙の書面による引渡しを受けずに本契約の目的物を使用することはできません。

※請負代金には、追加変更工事がある場合の追加変更工事代金を含みます。

6 工事の追加変更

工事の追加変更をする場合、乙の定めた書面によるものとします

7 その他

請負代金の支払の全部または一部に充てるため、注文者が金融機関等からの融資を利用する場合で、請負者の指定する日までの間に融資を受けられないことが判明したときは、請負者は本契約を解除することができるものとします。この場合、請負者は、受領済みの工事代金を無利息で返還しなければなりません。

この契約の証として、本契約書を作成します。

令和 年 月 日

注 文 者 (甲)

氏名 _____ ㊟

住所

TEL

FAX

請 負 者 (乙)

名称 _____ (株)無添加計画 _____ ㊟

代表者 _____ 代表取締役 瀬野 剛史

住所 _____ さいたま市南区文蔵 1-8-8

TEL _____ 048-711-8200

FAX _____ 048-711-8201

工事請負契約約款

第1条 (総則)

- 1 注文者（以下「甲」といいます。）と請負者（以下「乙」といいます。）は、互いに対等な立場において、相互に協力して信義を守り、この工事請負契約約款（以下「約款」といいます。）並びに見積書及び設計図・仕様書（以下「設計図書」と総称します。）に基づいて誠実にこの契約（以下「本契約」といいます。）を履行します。
- 2 本契約に基づく工事（以下「本工事」といいます。）について、設計図書その他本契約に明示されていない事項又は設計図書の相互に符合しない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとします。但し、建築実務上、軽微な事項については、乙の指示に従うものとします。

第2条 (工事の下請け・委任)

乙は、本工事の一部を乙の指定業者に請け負わせ、又は委任することができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾します。

第3条 (権利義務の承継等)

- 1 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させることはできません。
- 2 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物（本工事の施工箇所をいう。以下同じ。）又は工事材料を第三者に譲渡し若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできません。

第4条 (設計、工事監理業務等)

- 1 甲は、別途甲が他の事業者に委託する場合を除いて、乙が次の業務を行うことを確認します。
 - ① 設計図書の作成・変更
 - ② 確認申請図書の作成
 - ③ 建築確認のための所轄行政庁との協議、諸手続
 - ④ 工事管理業務
 - ⑤ 監理業務
- 2 甲は、乙が前項に基づく業務を適切かつ円滑に実施出来るよう協力するものとし、必要な事項および資料を提供するものとします。

第5条 (工事対象建物等)

- 1 甲は、本工事の対象である建物について乙が着工予定日に遅滞なく本工事に着手するために必要となる準備・手続を行います。
- 2 本工事の対象である建物の権利関係について第三者より申し出がある等、本工事の施工上不都合な事由が生じたときは、甲は、自己の責任と負担のもとに解決するものとします。

第6条 (支給材料・貸与品)

- 1 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、本工事の施工上、甲が支給する工事材料・建築設備の機器（以下「支給材料」といいます）又は貸与品を、乙に使用させることはできません。
- 2 乙が前項の支給材料又は貸与品を管理する場合は、甲は乙の定める管理料を負担するほか乙の指定する条件を遵守しなければなりません。

第7条 (設計図書に適合しない施工)

- 1 乙は、本工事の施工中、本工事の施工について設計図書に適合しない部分があるときは、本契約の目的物の完成までにこれを補正するものとします。
- 2 前項の場合、設計図書に適合しない施工が乙の責に帰すべき事由によるときは、乙の費用によるものとし、甲の責に帰すべき事由によるときは、甲の費用によるものとし、甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由によるときは、甲及び乙が協議して定めるものとします。
- 3 第1項の場合、設計図書に適合しない施工が次の各号の一つによって生じたときは、乙はその責任を負いません。
 - ① 甲の指示。
 - ② 甲の支給材料、貸与品。
 - ③ 甲の責に帰すべき事由。
- 4 甲は、設計図書に適合しない疑いのある施工について、合理的に必要と認められる相当の理由がある場合には、その理由を事前に乙に通知のうえ、乙の立ち会いの下、必要な範囲で本契約の目的物を破壊してその部分を検査することができます。
- 5 前項による検査の結果、設計図書に適合していないことが明らかとなった場合は、破壊検査に要する費用は乙の負担とし、設計図書に適合していることが明らかとなった場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は甲の負担とします。

第8条 (一般の損害)

- 1 乙の故意又は過失により本工事の完成後引渡しまでの間に本契約の目的物、工事材料、支給材料、貸与品その他施工一般について生じた損害は乙の負担とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の損害が次の各号の一によって生じた場合は、その損害は甲の負担とし、乙は必要に応じて工期の延長を求めることができます。なお、前項の損害が甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由によるときは、甲及び乙が協議して定めるものとします。
 - ① 甲の都合によって乙が着工予定日までに着工できなかつたとき、又は甲が工事を中止させたとき。
 - ② 乙に対する支給材料等の受渡が遅れたため、乙が工事の中断又は中止をしたとき。
 - ③ 乙に対する請負代金の前払又は部分払が正当な理由なしに遅れたため乙が工事に着工せず、又は工事を中止したとき。
 - ④ その他甲の責に帰すべき事由によるとき。
- 3 第1項の損害が甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由によるものであるときは、甲及び乙が協議して定めるものとします。

第9条 (第三者の損害)

- 1 乙は、本工事のため第三者に損害を与えた場合又は第三者との間に紛議を生じた場合は、自らの責任においてその解決に当たるものとし、甲はこれに協力するものとし、甲の責に帰する事由によるときは、甲の責任において解決に当たり、乙はこれに協力するものとします。
- 2 前項の損害又は費用は、甲の責に帰する事由によるときは甲の負担とし、乙の責に帰する事由によるときは、乙の負担とします。

第10条 (近隣関係の調整)

本工事の施工に関し生ずる受忍限度内の騒音・粉じん・日照等の問題に関して近

隣住民との間に紛争が生じた場合には、甲及び乙が協力して紛争を処理するものとします。

第11条 (天災地変等による損害)

- 1 天災地変その他の自然的条件又は第三者の行為など甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由によって、本工事の既成部分、工事材料、支給材料、貸与品に損害が生じたときは、乙は、当該事実の発生後速やかにその状況を甲に通知しなければなりません。
- 2 前項による損害について、乙が善良な管理者としての注意義務を果たしたにもかかわらず生じた場合は甲の負担とし、乙が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより生じた乙が認める場合には乙の負担とします。
- 3 火災保険その他損害を補填するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

第12条 (甲の工事変更)

- 1 甲が本工事の完成引渡しまでの間に設計、仕様の変更又は追加等契約内容の変更を希望するときは、その旨を記載した乙所定の書面（工事内容変更合意書等）を乙に提出し、乙の承諾を得るとともに、必要があるときは監督官庁に対し設計変更等の届出をするものとします。
- 2 前項の場合で請負代金が増額となったときは、甲は、乙に対し、増額分を支払うものとし、請負代金が減額となった場合には、甲及び乙が協議の請負代金を減額するものとします。

第13条 (乙の工事変更)

- 1 不可抗力による場合又は本工事の施工に当たり、工事現場の状態、擁壁の状況、近隣地との関係及び本工事対象建物やその地盤等に予測できない状態が発生して設計図書のと通りの工事が困難となった場合、本工事対象建物の土台や柱などの劣化・腐食などによって追加工事の必要がある場合、関係法令等による規制その他の正当な理由により設計、仕様の変更を行う必要のあるときは、乙は、甲に対し、工事の内容の変更を求めることができるものとし、この場合、甲及び乙が協議して乙所定の書面（工事内容変更合意書等）に必要事項を定めるものとします。
- 2 前項の場合で請負代金が増額となったときは、甲は、乙に対し、増額分を支払うものとし、甲が支払いを拒絶した場合には、乙は本契約を解除することができます。

第14条 (工期の変更)

- 1 乙は本工事の施工に支障を及ぼす天災地変、災害、天候の不良、又は建築確認、諸官公庁の許認可、検査等、並びに各融資手続き等の遅延、追加変更工事の発生、インターネット接続業者による工事遅延、甲指定業者による工事遅延、海外から輸入される材料の納入遅延による工事遅延その他乙の責に帰する事のできない事由によって工期内に工事を完成することができないときには、甲に工期の変更を求めることができるものとします。
- 2 前項の場合、工期の変更日数については、甲及び乙が協議して工事を施工するために通常必要と認められる期間に従って合理的な工期を定め、乙所定の書面（工期変更承諾書等）に双方署名又は記名捺印をするものとします。

第15条 (請負代金の変更)

- 1 次の各号の一に当たることにより請負代金が不相当となり、これを変更する必要

があると認められるときには、甲及び乙が協議して請負代金を変更するものとします。

- 1 工事の追加・変更があったとき。
 - 2 甲の都合による工期の変更があったとき。
 - 3 中止した工事を再開するとき。
 - 4 天候などの不可抗力に当たる事由。
 - 5 電気、水道、ガス等の工事のため工期が著しく遅れ、又は電気、水道、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減。
 - 6 本契約締結時に予期することのできない法令の制定、改廃、経済事情の激変等。
 - 7 本契約締結時に予期することのできない近隣対策の必要の発生。
- 2 請負代金を変更するときは、工事費内訳書等に基づき甲及び乙が協議して定めるものとします。
- 3 本契約締結後、甲が設計又は工事内容の変更の申し出をした場合には、甲は請負代金の変更とは別に設計図の変更又は工事材料の転送に要する諸経費等の実費を乙に支払うものとします。

第16条 (竣工確認)

- 1 乙は、工事を完了したとき、設計図書に適合していることを確認して、甲に検査を求め、甲は速やかにこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行うものとします。
- 2 前項の検査に合格しない時は、乙は遅滞なくこれを補修又は改造して、甲の再検査を受けるものとします。

第17条 (引渡し)

- 1 前項の竣工確認後、甲は、乙に対し、速やかに請負代金の支払いを完了するものとします。甲は、請負代金の支払いと同時に、乙より本契約の目的物の引渡しを受けるものとします。
- 2 第1項の引渡しにあたって、甲は、乙所定の書面（引渡確認書等）に署名又は記名捺印することにより、引渡しの確認を行うものとします。
- 3 甲は、本契約の目的物に第19条で定める契約不適合があることをもって請負代金の支払いを拒むことはできません。
- 4 やむを得ない事由により本契約の目的物の引渡し日が最終代金の支払日又は融資機関の最終手続日に先行するときは、甲は、乙所定の書面（支払確認書等）に署名又は記名捺印することとします。

第18条 (請負代金の支払い)

甲は、本契約に定めた各工事代金支払時期が到来したときは、乙の請求により定められた工事代金の支払いをしなければなりません。

第19条 (契約不適合責任)

- 1 引き渡された本契約の目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。なお、数量に関する契約不適合は不足の場合に限ります。）である場合、甲は、乙に対して、書面をもって相当の期間を定めて、目的物の修補による履行の追完を求めることができます。なお、上記の履行の追完を求めることができる期間は、本契約の目的物の引渡しの日から、木造の建物については1年間、石造・金属造・コンクリート造及びこれらに類する建物、その他土地の工作物若しくは地盤については2年間とし、甲がその期間内に乙に対し契約不適合を通知した場合に限られます。ただし、その履行の追完

- に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を求められません。
- 2 前項による現象が次の事由によって生じた場合には、乙は、同項に規定する責任を負いません。
- 1 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然現象。
 - 2 近隣の土木工事等の影響による予見困難な引渡し後の地盤の変動、土砂崩れ等。
 - 3 火災、落雷、爆発、暴動、労働争議等の偶然又は外来の事由。
 - 4 設計時に予想しなかった重量物の設置等といった住宅の著しく不適當な使用又は維持管理。
 - 5 甲から提供された支給材料・貸与品の性質又は与えられた指図。
(乙が不適當であることを知りつつ指摘していなかった場合を除く。)
 - 6 乙(乙の下請人を含む。)以外の第三者の行為。
 - 7 乙以外の第三者住宅による増築・改築の工事又は住宅引渡し後の設備・機器等の取付けに起因するもの。
 - 8 植物の根等の成長及び小動物の害に起因する損傷・機能不良。
 - 9 重量車両の通行による振動等。
 - 10 石油ストーブ、ガスストーブ等を十分な換気を行わずに長期使用した場合。
 - 11 暖房機器の上で水を沸騰させる等多量に加湿した場合。
 - 12 小鳥等の巣により換気口がふさがれた場合。
 - 13 降雪又は積雪により樋が脱落、破損又は垂れ下がった場合。
 - 14 無垢材特有の乾燥収縮に伴うねじれ、ひび割れ、反り、隙間、無垢材特有の節・変形・色むら・軽微なキズ。
- 3 甲が乙に対し、第1項による請求をしたときは、甲は、乙による要請があるときは、当該契約不適合についての調査に応じなければなりません。
- 4 甲が乙の契約不適合についての前項の調査を拒み、乙の書面による調査要求に対し、1週間以内に調査に応じる旨の回答をしないときは、甲は、本条の請求を乙に対してすることができません。
- 5 第3項の契約不適合に該当するか否かの調査に関する費用は、当該調査箇所甲が主張する契約不適合が存する場合には乙の負担とし、甲が主張する契約不適合が存しない場合には甲の負担とします。
- 6 本条第1項に基づき、甲が乙に対し目的物の修補による履行の追完を求めたにもかかわらず、乙が相当の期間内に修補を行わない時は、甲は、その契約不適合の程度に応じて、乙に対し請負代金の減額を請求することができます。
- 7 前項の規定にかかわらず、本条第1項本文に定める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができます。
- 1 修補が不可能であるとき。
 - 2 本条第1項但書により修補を求めることができないとき。
 - 3 乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 4 乙が修補を行う見込みがないことが明らかであるとき。
- 8 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合にかかる修補費用を基準として行うものとし、発注者が修補を求めることができないときその他修補費用の算定が困難であるときは、工事代金内訳書における単価を参考に算定した契約不適合による価値減損分を基準として行うものとします。
- 9 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙に対し、その損害の賠償を求めることができるものとします。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することので

きない事由により生じたときはこの限りではありません。

第20条 (違約金等)

- 1 乙が、乙の責に帰すべき理由により、引渡予定日までに、本工事の完成引き渡しができないときは、甲は、遅滞日数1日について請負代金額から本工事の出来形部分と工事材料・建築設備の機器に対する請負代金相当額を控除した額の1万分の4に相当する金額の違約金を請求することができます。
- 2 乙の仕入先の都合等による海外輸入材料の納期遅延等は、前項の乙の責に帰すべき理由には含まれないものとし、甲は、乙の提案する代替品の提供等の措置を異議なく承諾します。
- 3 甲が請負代金の支払を遅滞したときは、乙は、遅滞日数1日について支払遅滞額の1万分の4に相当する額の違約金を請求することができます。
- 4 甲が前項の遅滞にあるときは、乙は、本契約の目的物の引渡しを拒むことができます。
- 5 甲が第3項の遅滞にあるとき、乙が自己のものと同じの注意をして管理してもなお、本契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲の負担とします。
- 6 甲が第3項の遅滞にあるとき、本契約の目的物の引渡しまでの管理のために乙が特に要した費用は甲の負担とします。

第21条 (甲の中止又は解除権)

- 1 甲は、本工事完成前において甲にやむを得ない事由のあるときは、書面によって本工事を中止し又は本契約を解除することができるものとします。甲は、これによって乙に損害を与えた場合にはその損害を賠償するものとします。
- 2 次の各号の一つにあたる場合は、甲は、書面をもって乙に本工事を中止させ、又は本契約を解除してその損害の賠償を求めすることができます。
 - 1 正当の事由なく、乙が着工日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 2 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が本工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - 3 乙が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達することができないとき。
 - 4 乙が第22条第1項の各号の一つに規定する事由がないのに、本契約の解除を申し出たとき。

第22条 (乙の中止又は解除権)

- 1 次の各号の一に該当する事由の生じたときは、乙は何らの催告なく、本工事を中止し、又は本契約を解除することができます。
 - 1 甲が請負代金（前払金、部分払金の支払いを含みます）の支払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告しても履行しないとき。
 - 2 甲に請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められたとき。
 - 3 乙の責に帰すべからざる事由による本工事の遅延期間又は中止期間が工期の3分の1以上又は2か月以上に達したとき。
 - 4 乙の責に帰すべからざる事由により甲が本工事の内容を著しく減少させたため請負代金の当初の3分の1未満となったとき。
 - 5 甲が請負代金又は工期若しくは工事内容の変更に関する協議その他必要な協議に応じないとき。
 - 6 建築関係諸法令に照らして、本工事を適法に施工することが困難であると認められるとき。
 - 7 近隣との間で本工事の続行に弊害が発生したとき。

- 8 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行ができなくなると認められたとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合、乙は、甲に対し損害の賠償を求めることができます。

第23条 (契約終了後の処理)

- 1 理由の如何を問わず本契約が終了したときは、工事材料は甲の所有とし、甲及び乙は、これを甲に引渡すものとして、協議の上、代金を清算します。
- 2 本契約が終了したときは、甲及び乙が協議して、期間を定めて工事材料等の引取・後片付などの処置を行います。
- 3 甲及び乙は、相手方が前項の処置を遅延している場合で、相手方に催告しても、正当な理由がなく、なお行われなるときは、相手方に代わってこれを行い、相手方に対してその費用を請求することができます。

第24条 (確認申請)

- 1 本工事に確認申請が必要なときに、その確認申請が許可される見込みがないと判明した場合、乙は本契約を解除することができるものとします
- 2 前項に基づいて本契約を解除する場合、乙は、甲が支払った請負代金（プラン設計及び見積申込料並びにその追加分として受領済みの金員は除きます）を無利息にて全額返還するものとします。ただし、甲が確認申請手続に協力しない等、甲の責めに帰すべき事由により確認申請が許可される見込みがない場合はこの限りではないものとします。

第25条 (契約書作成費用)

本契約の作成に要する費用は、甲及び乙が各々折半して負担します。

第26条 (紛争の解決)

本契約について紛争を生じたときは、乙の本店を所轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 (承諾事項)

- 1 無垢材の特性、無垢材を住宅に使用することに伴う特性として次のものが挙げられます。これらは、いずれも無垢材の特性により生じる現象であり、構造上、機能上影響の無いものについては、乙は責任を負いません。
- ・ 建具の開閉がしづらくなる事がある。
 - ・ 建具を動かす際に音が鳴る事がある。
 - ・ 人が歩くと床鳴りやきしむ音がする事がある。
 - ・ 1階床に設ける床下点検口のふたが開閉しづらくなる事がある。
 - ・ 床材・天井材・巾木等に接する箇所やその材料により隙間が生じたり、膨らむ場合がある。
- 2 外装の表面仕上げ部分の壁については、材質により構造強度に支障をきたさないヒビ割れが発生する場合がありますが、外壁の毛細亀裂（2mm以下）で、構造上、機能上影響の無いものについては、乙は責任を負いません。また、建築地の環境により外壁の汚れが生じる場合があることを甲は承諾します。
- 3 室内の塗り壁仕上げは、壁や天井など角の部分に割れが生じることがあります。これは、塗り壁の特性上発生する場合がある現象であり、構造上、機能上影響の無いものについては、乙は責任を負いません。
- 4 使用される材料はメーカーの仕様変更によりやむなく変更される場合があり、ま

た海外から輸入されるものについても輸入事情等の都合により材料が変更となる場合がありますが、乙はこれらについて責任を負いません。

- 5 基礎コンクリート、内装・外装塗り壁に乙の定める規定量の特殊鉱石加工応用資材を標準仕様として使用しますが、アトピー、喘息等、又はその他各疾患について現在及び将来における予防、治癒等の効果を保証するものではなく、又、完成した住宅における体感には個人差があることを、甲は承諾します。
- 6 甲は、本工事の目的物に関し、乙が実施する現場見学会、完成見学会等の乙の営業活動のために利用したい旨を申し入れた場合、これに協力するものとします。
- 7 甲は、本契約に関する進行の状況、本工事に関する施工状況、本契約の目的物に関する甲の利用状況等の情報につき、乙が、甲について個人の特定が避けられるよう配慮をした上で、乙のウェブサイト上その他の乙の管理する広告媒体において、乙の商品もしくはサービスを表示し、紹介し、または広告するために利用することを承諾します。

以上

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約頂きますリフォーム工事が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注) 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、注文者は書面をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) 注文者がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合

イ) 注文者からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

- ① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ② 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、注文者は無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ⑤ 既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、注文者に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

* クーリングオフにおける書面、文書は特定商取引法の解釈上、電子メール等ではなく、紙媒体の書面等に拠るものでなければならないとされています。